

わが国の地方公共団体における 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の運用状況

足利工業大学 正会員 ○藤島 博英

足利工業大学 正会員 小林 康昭

1. はじめに

わが国の建設産業界は、海外企業への国内市場の開放、依然として後を絶たない不祥事、公共事業の効率性やその実施過程の透明性に対する社会的な指摘、公共工事の見直しに関する社会的な世論の高まり等多くの課題を抱えている。それら内外の批判に対して大きく変化することが期待されている。

平成 13 年 1 月に国土交通省が発足するとともにわが国の建設産業界をとりまく枠組みは大きく変わり始めた。こうした背景の中で、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ることを目的として、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保、不正行為の排除の徹底の 4 本の基本原則を柱として、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が平成 12 年 10 月 13 日に閣議決定し、同年 11 月 27 日に公布された。この法律は国、特殊法人等及び地方公共団体などすべての発注者が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めている。その後、平成 13 年 2 月 9 日には「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」が閣議決定し一部が平成 13 年 2 月 16 日に施行された。具体的内容は入札及び契約に係る情報の公開にあり、発注の見通しの公表、入札及び契約の過程・内容の公表にあり、それらは平成 13 年 4 月 1 日に施行される。

本研究は、地方公共団体における「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」(以下、入札契約適正化法施行令)の取組みについて、具体的な運用状況の調査を行った。

2. 調査内容

栃木県及び県内の複数の自治体を対象として、入札契約適正化法施行令ですべての発注者に義務づけられる項目の内、第 5 条・第 6 条に示された発注工事名・時期などの公表を行う「地方公共団体による発注の見直しに関する事項の公表」、第 7 条の入札参加者の資格入札者や入札金額の公表を行う「地方公共団体による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表」の運用状況を平成 13 年 2 月から 3 月に調査を行った。

3. 調査結果

(1) 発注の見通しの公表

表 - 1 に発注の見通しの公表についての調査結果を示す。入札契約適正化法施行令では対象除外工事は「秘密にする必要があるもの」、「予定価格が 250 万円を超えないもの」としておりそれ以外の建設工事について発注の見通しの公表を義務づけている。しかし、佐野市、宇都宮市では 130 万円を超える建設工事について公表を行うこととして、入札予定価格を大幅に引下げている。これは、入札予定価格が 130 万円以下の建設工事は随意契約が行えるため、競争入札を行うすべての工事を対象にするためにこのような措置をとっている。公表の方法は栃木県、佐野市では閲覧による方法を選択している。しかし、宇都宮市ではインターネットによるホームページを用いた公表の方法を選択している。閲覧方式を選択している自治体ではインターネットの整備が遅れていることが理由である。発注見通しの公表を年 4 回(4 月, 7 月, 10 月, 1 月)としている自治体は、栃木県及び宇都宮市の 2 自治体である。

キーワード：地方公共団体，入札，契約，公共工事

連絡先：〒326-8558 栃木県足利市大前町 268 - 1 電話 0284-62-0605，FAX0284-64-1061

(2) 入札及び契約の過程・内容の公表

入札及び契約の過程に関する事項と契約の内容に関する事項の公表においては、入札契約適正化法施行令では、入札参加資格者については業者名や業者の格付けを示す等級の公表を義務化した。宇都宮市ではこれらに加えて、業者の客観点数（経営内容や技術力などから算出）や主観点数（工事成績などから宇都宮市が算出）順位なども独自に公表を行うことにしている。

栃木県発注の入札及び契約の過程・内容の公表の方法は、入札参加資格者は、一般競争入札においては「一般競争入札参加資格者一覧（随時申請分）」、指名競争入札においては「建設工事入札参加資格者名簿」又は「建設工事入札参加資格者名簿（経常建設共同企業体）」の名簿を作成し、その後本庁において公表。また、一般競争入札に参加する建設業者に必要な資格を更に定めた場合の当該資格要件を、栃木県公告掲載及び掲示。指名競争入札に参加する建設業者を指名する場合、栃木県発注の建設工事請負契約に係る指名基準・栃木県建設工事請負業者指名停止上の基準は本庁にて公表。一般競争入札に参加しようとした建設業者の名称は「一般競争入札参加資格申請書一覧」により入札執行日の翌日から、本庁において公表を行い、これらの建設業者のうち当該入札参加資格がないと認めた者の名称及び理由を「一般競争入札参加確認通知書」により併せて公表する。指名競争入札の場合は指名業者を「入札予定及び指名業者一覧」により指名通知後（公募型指名競争入札の場合は入札執行日の翌日）入札執行機関において公表を行うことにしている。

入札契約適正化法施行令に伴い各自治体は建設工事請負契約書の一部改正を行っている。栃木県の場合は、「一括委任又は一括請負の禁止」、宇都宮市の場合は、施工体制の適正化の確保のため、元請業者に提出させていた「工事一部下請け通知書」の項目について改正を行い、下請業者への工事代金支払方法など、元請業者が記入する事項を数項目追加した。また、土木、舗装等の業種で等級区分や発注標準金額の見直しも行っている。

4 . おわりに

調査を行った各地方自治体は、透明性や公平性の向上を狙うことでは平成 13 年 4 月から施行される入札契約適正化法施行令が規定した制度よりも一段と踏込んだ制度を運用しようとしていることが分かった。しかし、現在急速な発展を遂げているインターネットによる公表方法を選択している自治体はまだ 1 つしかなかった。群馬県太田市では、平成 13 年 1 月から入札・契約制度改革の一環として、インターネットを利用して入札参加者の受注機会を拡大し、公平、公正で競争性、透明性を図ることが出来る入札執行を図ろうとするため、発注予定の工事内容を市のホームページに掲載し、入札条件を満たす参加希望者のすべてが入札に参加できる「受注希望型指名競争入札」を行っている。今後、地元県民・市民の信頼を確保するためには、より多くの人々に情報を公表する手段としてインターネットを積極的に利用するなど、入札・契約の手段の透明性や公平性をさらに一層高めて行く努力が望まれる、と考えられる。

表 - 1 各地方自治体の発注見通しの公表について

	入札予定価格	公表の方法	回数・時期
施行令	250 万円を超える建設工事 (秘密保持の必要のあるものを除く)	官報等への掲載または掲示、閲覧 又はインターネット	毎年度 2 回 (10 月 1 日を目途に)
栃木県	250 万円を超える建設工事 (秘密保持の必要のあるものを除く)	閲覧による	年 4 回 (4 , 7 , 10 , 1 月)
宇都宮市	130 万円を超える建設工事 (秘密保持の必要のあるものを除く)	インターネット (ホームページ)	年 4 回 (4 , 7 , 10 , 1 月)
佐野市	130 万円を超える建設工事 (秘密保持の必要のあるものを除く)	閲覧による	年 2 回 (4 , 10 月)